

熱損失防止（省エネ）改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置

1. 制度の概要

平成26年4月1日以前から所在する住宅又は区分所有家屋の専有部分のうち、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に、熱損失防止改修工事が行われたもの（※1）について、工事完了した日の翌年度分

（※2）の固定資産税の一部を減額します。

※1 ただし、下記「3. 減額対象となる要件」を満たすものに限りです。

※2 工事完了の日が1月2日～3月31日の場合は、翌々年度分の固定資産税が対象となります。

2. 減額の内容

[平成26年4月1日以前から所在する住宅又は区分所有家屋の専有部分]



改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を3分の1減額します。
 （居住の用に供する部分で120㎡相当分を限度とします。）

3. 減額対象となる要件

減額措置の対象となるためには、下表の項目それぞれの要件を満たすことが必要です。

項目	内容
家屋	① 居住用部分の床面積が、その家屋の床面積の2分の1以上であること
	② 貸家部分以外で居住用部分があること
	③ 改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること
工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の①から⑤までの工事のうち①を含む工事（外気等と接するものの工事に限る）を行ったもの（※3） <ul style="list-style-type: none"> ① 窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ② 床の断熱改修工事 ③ 天井の断熱改修工事 ④ 壁の断熱改修工事 ⑤ エネルギー消費量削減に資する設備（太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システム）の導入 ● 改修部位がいずれも国土交通省の告示で定める現行省エネ基準に新たに適合すること ● これらの工事に要した費用の合計が60万円超（国又は地方自治体から補助金等をもって充てる部分を除く。）であること（※4）

※3 申告していただく際に、これらの工事が行われたことを証明する書類として、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による「**増改築等工事証明書**」が必要になります。

※4 ただし、改修工事の契約日が令和4年3月31日以前のものについては、工事費50万円超から対象となります。該当の方は申告の際に、改修工事に係る契約日が分かる書類（契約書の写し等）をお持ちください。

4. 手続き方法

期 限

改修工事が完了した日から**3ヶ月以内**に申告してください。

申告の方法

資産が葵区・駿河区に所在する場合は固定資産税課へ、清水区に所在する場合は清水市税事務所へ「**熱損失防止改修住宅等申告書**」を、以下の書類を添付して申告してください。

必要書類（地方税法施行規則附則第7条第10項に規定する書類）	
①	改修工事を行った家屋の納税義務者の住民票の写し（市内に住民票がある方は省略可）
②	増改築等工事証明書（昭和63年建設省告示第1274号別表第2の書式）
③	●改修工事に係る明細書（工事内容及び費用が確認できるもの） ●工事費用を支払ったことが確認できる領収書

※③の書類は、②の証明書により熱損失防止改修工事に要した費用を確認できる場合は、省略することができます。

5. 適用の除外等

既に、熱損失防止（省エネ）改修住宅に係る軽減を受けたことがある場合は、適用を受けられません。また、以下の固定資産税の減額措置と重複して適用は受けられません。

重複適用できない固定資産税の減額（地方税法附則）	
①	新築された住宅に係る減額（第15条の6第1項、第2項）
②	新築された認定長期優良住宅に係る減額（第15条の7第1項、第2項）
③	市街地再開発事業により従前の権利者に与えられた家屋に係る減額（第15条の8第1項）
④	高齢者向け優良賃貸住宅に係る減額（第15条の8第2項）
⑤	防災街区整備事業により密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第205条第1項第3号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第2号に掲げる者に与えられた家屋に係る減額（第15条の8第3項）
⑥	耐震基準適合住宅に係る減額（第15条の9第1項）

6. お問い合わせ先

担当課	所在地	電話番号	FAX番号
固定資産税課	静岡市葵区追手町5番1号 （静岡市役所静岡庁舎新館2階26番窓口）	葵区資産分	054-221-1047
		駿河区資産分	054-221-1547
清水市税事務所	静岡市清水区旭町6番8号（静岡市役所清水庁舎2階）	054-354-2082	054-354-3212
		054-354-2083	